



答申第 915 号  
令和 3 年 3 月 23 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 23 日付け神戸企第 4306 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

withコロナKOBEB応援プラットフォーム運営に伴うインターネット受付について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会的及び経済的に困っている市民等を支援する応援者や協力者の応募をインターネット受付で実施することは、応援者の募集及び協力者とのマッチングを迅速かつ正確に行えることができ、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

withコロナKOBEB応援プラットフォーム運営に伴う  
インターネット受付について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 915

【電子計算機処理する情報項目】

アプリ作成ツールで作成した専用サイト

- ・メールアドレス
- ・電話番号

○

○